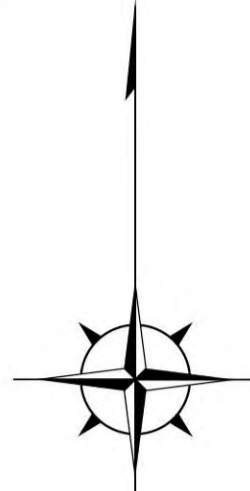
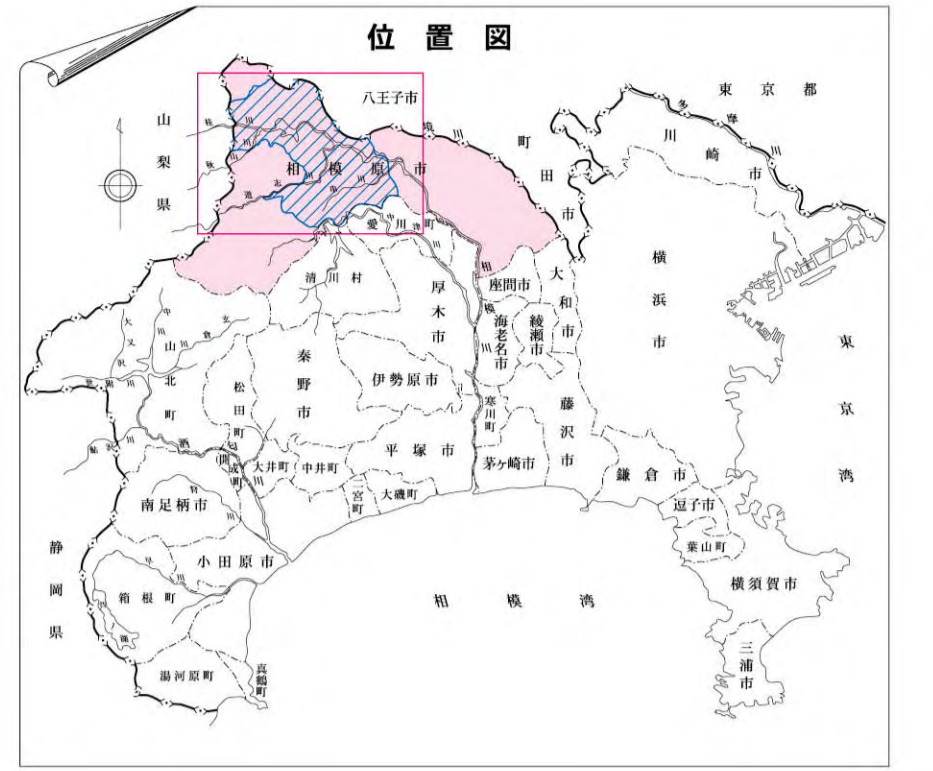


相模湖津久井都市計画総括図

平成二十九年十二月



凡		例	
行政区域界	行政区界	景観協定区域	建築基準法
区界	都市計画区域界	壁面緑の指定区域	建築基準法
都市計画区域界	市街化区域・市街化調整区域界	急傾斜地崩壊危険区域	建築基準法
旧市町村区域界	旧市町村区域界	都市再生緊急整備地域	都市再生特別建築法
話野野緑地帯	話野野緑地帯	土地区画整理事業完了区域	都市再生特別建築法
第一種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域	土地区画整理事業区域	都市再生特別建築法
第二種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	市街地再開発事業区域	都市再生特別建築法
第一種中高層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	首都圏近郊緑地保全区域	都市再生特別建築法
第二種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	特別緑地保全地区	都市再生特別建築法
第一種住居地域	第一種住居地域	用途地域の指定のない区域における建築形態制限	建築基準法
第二種住居地域	第二種住居地域	建築形態制限区域界	建築基準法
準住居地域	準住居地域	道	道路法
近隣商業地域	近隣商業地域	公園	公園法
商業地域	商業地域	緑地(緑道)	都市計画法
準工業地域	準工業地域	溝	河川法
工業地域	工業地域	河	河川法
工業専用地域	工業専用地域	自動車駐車場	都市計画法
防火地域	防火地域	自転車駐車場	都市計画法
準防火地域	準防火地域	汚物処理場	都市計画法
特別工業地区	特別工業地区	ごみ焼却場	都市計画法
高度利用地区	高度利用地区	火葬場	都市計画法
生産緑地地区	生産緑地地区	市役所、区役所及び総合事務所	都市計画法
駐車場整備地区	駐車場整備地区	まちづくりセンター・連絡所	都市計画法
地区計画区域	地区計画区域	学	教育法
建築協定区域	建築協定区域		

(注) 本図の都市計画施設等の位置、境界等は、その概略を示すもので、その詳細は「相模川流域土整備局都市部都市計画課」又は「相模原市建設部まちづくり計画課」に掲載されている。

記号	
△	市役所
○	区役所
□	総合事務所
◇	まちづくりセンター
●	学
○	汚物処理場
○	ごみ焼却場
○	火葬場
○	自転車駐車場
○	自動車駐車場
○	公園
○	緑地
○	溝
○	河
○	道
○	境界線
○	行政区界
○	都市計画区域界
○	市街化区域界
○	旧市町村区域界
○	話野野緑地帯
○	第一種低層住居専用地域
○	第二種低層住居専用地域
○	第一種中高層住居専用地域
○	第二種中高層住居専用地域
○	第一種住居地域
○	第二種住居地域
○	準住居地域
○	近隣商業地域
○	商業地域
○	準工業地域
○	工業地域
○	工業専用地域
○	防火地域
○	準防火地域
○	特別工業地区
○	高度利用地区
○	生産緑地地区
○	駐車場整備地区
○	地区計画区域
○	建築協定区域

番号	路線名	告示年月日	番号(最終)	延長(メートル)
3-3-1	城山津久井線	平成29年3月31日告示第159号	22	4,500
3-3-2	国道3号	平成29年3月31日告示第159号	22	2,000
3-4-1	相模原支線	平成29年3月31日告示第159号	8	1,300
3-4-2	金原線	平成29年3月31日告示第159号	9	400

1:20,000

相模原市